

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部林務課林業経営強化担当
内線番号	5018

No.	項目	内容						
①	処分名	生産森林組合の定款変更の認可						
②	法令名	森林組合法						
③	法令番号	昭和53年法律第36号						
④	根拠条項	第100条第2項						
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:丹後広域振興局長、中丹広域振興局長、南丹広域振興局長、山城広域振興局長、京都林務事務所長)						
⑥	法令の定め	<p>第100条第2項(抜粋) 第42条第2項及び第3項、第45条、第45条の2、第44条第3項から第8項まで、第45条、第52条、第55条から第57条まで、第59条第2項から第4項まで、第60条から第60条の4まで、第61条(第1項第4号を除く。)、第62条、第63条(第4号に係る部分を除く。)、第63条の3、第63条の4、第65条、第66条、第67条、第68条第1項から第3項まで、第70条、第72条並びに第73条並びに会社法第830条、第831条、第834条(第16号及び第17号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第836条第1項及び第3項、第837条、第838条並びに第846条の規定(これらの規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。))中監査役に関する部分を除く。)は組合の管理について、第44条の2、第47条第1項、第49条の3第1項、第8項及び第10項並びに第52条の2前段の規定は理事及び監事について、第49条の3第9項(第1号に係る部分に限る。))及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定は理事について、第44条の3第2項の規定は監事について、それぞれ準用する。</p> <p>第61条第2項 定款の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>						
⑦	審査基準	<p>・森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について (平成6年9.29 6-8 林野庁林政部経営課長通知)</p>						
⑧	経由機関名							
⑨	協議機関名							
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)2ヶ月						
		<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td></td> </tr> </table>	経由期間		協議機関		当該処分機関	
経由期間								
協議機関								
当該処分機関								
⑫	問合せ							
⑬	備考							